

# 社会福祉施設等における防犯について

## 1. 目的

本講演は、平成28年9月15日付け厚生労働省関係各課長通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（以下「国通知」という。）に基づき、市内の社会福祉施設等における防犯について、社会福祉施設等の規模、入所施設及び通所施設などの施設の態様を問わず、今一度、社会福祉施設自ら現状を点検し、課題を把握すること等によって、防犯に係る安全確保に資することを目的として実施するものです。

また、本資料は、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を国通知及び「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」（株式会社インターリスク総研発行）を参考に、分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではありません。必要に応じて活用いただければと思います。

## 2. 防犯に係る安全確保のための連絡体制等について

### (1) 不審者情報等の把握について

千葉県警の「ちば安全・安心メール」、船橋市の「ふなばし情報メール」に登録するなど、不審者情報等の把握に努めてください。登録することで、不審者情報や犯罪情報等についての情報がEメールで携帯電話等に配信されます。

- ・千葉県警察「ちば安全・安心メール」

<https://www.police.pref.chiba.jp/mailmagazine/>

- ・船橋市「ふなばし情報メール」（くらしの安全・安心情報）

<http://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouhou/006/p009042.html>

### (2) 防犯対策の検討・実施について

市内の社会福祉施設に対して実施した、防犯体制の調査の結果、対策が図られていない、もしくは検討されていない施設が散見されました。本資料及び「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」内のチェックリスト等を参考にするなどして、施設の防犯対策を実施するようお願いします。

### (3) 防犯についての相談など

施設の所在する地域を所管する警察署の「生活安全課」又は「最寄りの交番」では、施設の防犯対策についての相談や、周辺で不審者情報がある時などのパトロール実施の依頼等を受けていただけます。

○船橋警察署 ☎047-435-0110

○船橋東警察署 ☎047-467-0110

※最寄りの交番は各警察署のホームページから検索できます。

## 社会福祉施設等における防犯について

### (4) 緊急時の連絡体制等について

貴施設等に対し、外部から不審者が侵入して利用者等に危害が及ぶような内容の犯行予告等があった場合や、このような事件が発生した場合は、まず110番通報と利用者・職員の安全確保を優先して行ってください。その後、利用者・職員の安全確保がされた時点で、下記の指導監査課担当係にご連絡いただきますようお願いいたします。また、市にご連絡いただきました事件の概要等に関しては、二次被害等を防ぐ目的から、市を経由して、他の社会福祉施設等に情報提供させていただく場合がございますので、予めご了承ください。

窓口	連絡先（電話番号）
指導監査課（代表番号）	☎047-436-2424
指導監査課第一係（障害福祉サービス等）	☎047-436-2425
指導監査課第二係（高齢者施設等）	☎047-404-2712
指導監査課第三係（通所介護等）	☎047-436-2782

※連絡窓口が不明の場合は指導監査課（代表番号）☎047-436-2424 に、ご連絡ください。

※休日・夜間は、市代表電話（047-436-2111）に連絡していただくと、船橋市役所守衛室へ自動的に転送されますので、状況を伝えてください。

# 社会福祉施設等における防犯について

## 3. 防犯について（平成29年度実施の船橋警察署の講話の内容を抜粋）

### （1）危機管理について

#### ①心構え

◆いつ起きてもおかしくないといった意識づけが必要です。

#### ②施設管理の徹底

◆貴施設の特性等を把握し、職員間で共有してください。

シフト上、手薄になる時間帯／立地やフェンス、ドア等の位置・状態 等

◆施設の特性等に応じた措置を講じてください。

過度に地域から隔離された施設とならないよう、内容を検討してください。

#### ③役割分担

◆事前に役割分担を決めておくことが望ましいです。

110番通報をする人／対応する人／避難をさせる人 等

### （2）事案発生時の通報要領について

#### ①通報先

◆千葉県警察本部通信指令課（110番通報）

◆落ち着いて対応をしてください。

◆通報マニュアルを作成する事が望ましいです。

#### 【通報受理時に警察が聞き取る主な内容】

事件の概要／ケガ人の有無／不審者の特徴（性別、身長、体格、服装等）／

逃走方法、方向（犯人が逃走した場合）

#### ②不審者への対応

◆通報や利用者及び従業員の安全確保を最優先にし、無理に捕まえようとしない。

◆できる限り複数名で対応する。

◆相手を怒らせないように、冷静に対応する。

#### ③適切な避難誘導等

◆安全な場所への避難を行ってください。（施設の利用者数の把握が重要）

◆利用者情報等については、すぐに持ち出せる状態になっている事が望ましいです。

◆館内放送等において、不審者が侵入した事を周知する場合には、利用者が不安にならないよう、従業員のみがわかる言葉を決めておいたほうが望ましいです。

例）〇〇施設長、〇〇さんがお呼びです。至急、事務室までお越しください。

### （3）救助要領について

#### ①救急隊の手配

◆必要に応じて警察が救急車の手配をします。

#### ②関係者への連絡

◆利用者及び従業員の安全が確保された段階で指導監査課に連絡をしてください。

# 社会福祉施設等における防犯について

## 4. 防犯に係る好事例について

### 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

##### 【ポイント】

防犯の取組みとして、まずは防犯・安全確保の責任者を任命するなど組織的な対応を決めていくことが望めます。その上で、人の出入りの管理、立ち入り領域の管理、施錠管理、避難経路、緊急連絡網などの運用ルールを決めて適切に行い、ルールが徹底されるよう職員へ防犯に関する研修・訓練を実施することが重要です。

##### 【好事例】

- ◎職員による訪問者への声かけ、訪問者の受付実施、訪問者の活動範囲を制限する依頼文書など、訪問者へ過度のプレッシャーを与えないような方法で、動線管理を行い、不審者の侵入を防いでいる。
- ◎日々行われる業務上のミーティングの中で、利用者の状況や必要な対処方法等と共に、普段から防犯体制や必要な対策について話し合いを行い、その記録を残すことで、職員間で情報共有している。
- ◎厚生労働省の通知を基に警察などの専門家の意見を取り入れ、防犯マニュアルを作成した。

#### (2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

##### 【ポイント】

防犯に関わらず日頃から、自治体や警察、町内会や地域の防犯協会、近隣の学校や社会福祉施設など、地域団体等と連絡が取れる関係性を築くことで、防犯に係る情報も早い段階から取得することができ、施設内での職員周知や施錠管理の徹底など対策を講じることができるようになります。

##### 【好事例】

- ◎利用者の生活支援の一環として、リサイクル作業を行っており、近隣住民の方からの持ち込みが毎日行われ、その中で近隣住民との交流が図られ、地域住民、職員、利用者が顔見知りの関係であるため、来所時に近隣住民から防犯に関わる情報提供を受けられることがある。

#### (3) 施設等と利用者の家族の取組み

##### 【ポイント】

事故や災害が発生した場合の対応事項などについては、家族への説明や緊急連絡網などの連絡体制が整備されているが、防犯に係る取組みについてはきちんと家族等への説明ができていない可能性があるため、改めて家族等へ説明する機会を設け、連絡体制や連絡手段・避難経路等について確認・共有することが重要です。

# 社会福祉施設等における防犯について

## 【好事例】

- ◎不審者対応訓練の実施やマニュアルの整備など、施設として実施している防犯に係る取組みを保護者説明会で説明し、協力を依頼している。

## (4) 地域との協同による防犯意識の醸成（共有）

### 【ポイント】

地域住民とともに地域の活動に参加したり、施設内でのイベントに地域の方々が参加するなど、日頃から地域との交流を深めておくことで、「不審な人がいる」、「不審なものがある」などの早期発見に繋がります。

## 【好事例】

- ◎ボランティアを受け入れるなど、施設が中心となって地域貢献の仕組みを構築
- ◎地域住民（町内会）と一体となって防災訓練を実施

## (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

### 【ポイント】

防犯設備等による対策は費用も掛かり、施設の特性或規模、運営形態などによって必要な設備が異なります。設備を設置するだけでなく、それらの設備を緊急時に活用できるよう日頃からの研修・訓練が重要になります。

## 【好事例】

- ◎防犯カメラ、防犯センサー、LED ライトを設置し、建物の出入り口等を監視している。
- ◎電子ロックによる施錠を行うことで、施錠管理をしている。

# 社会福祉施設等における防犯について

## 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

(1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

### 【ポイント】

普段から防犯のこころがけは大切ですが、緊急時にいかに早く不審者などの必要な情報を入手し、具体的にどのように関係者に連絡するか職員の皆さんが十分に認識しておく必要があります。

### 【好事例】

◎自治体の情報配信メールに登録し、不審者情報を受領している。

(2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

### 【ポイント】

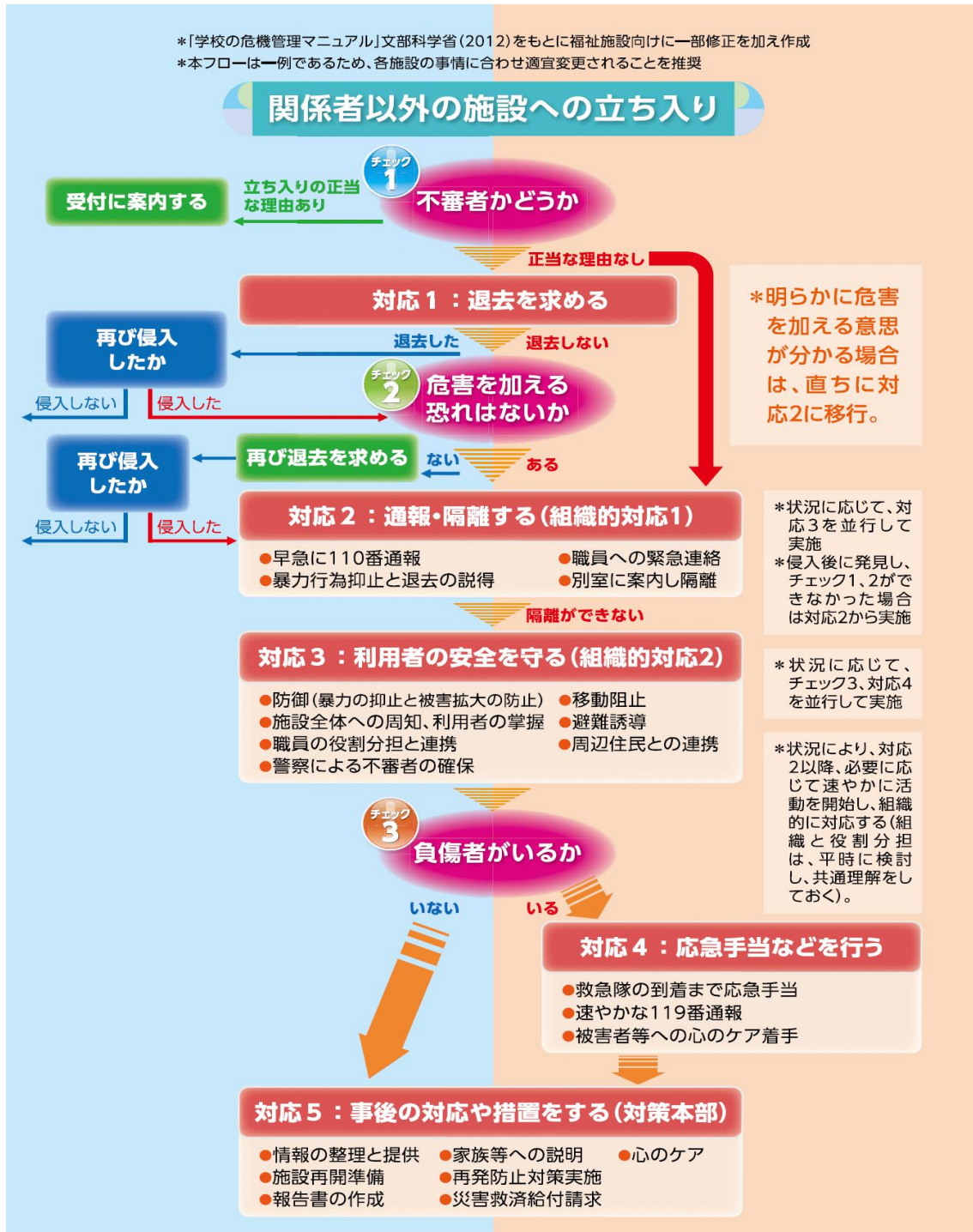
緊急時には関係者に連絡することも重要ですが、不審者による加害行為を避けるため利用者を避難させるなど、不審者と対峙してしまった場合などのとっさの対応についても、職員の皆さんが十分に習得しておく必要があります。

### 【好事例】

◎事前予告なしで不審者対応訓練を実施することで、緊急対応の実効性を高めている。

# 社会福祉施設等における防犯について

## 5. 不審者侵入への緊急対応フロー



## 6. 参考資料

「地域に開かれた社会福祉施設等の防犯・安全確保に関するハンドブック」(株式会社インターリスク総研発行)

[http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017\\_bouhan\\_handbook.pdf](http://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2017_bouhan_handbook.pdf)